

とんぷく	2020年5月11日
	発行
	京大職組病院支部
	第19-3号
	通算2734号

仕事のことetc お気軽に下記へ
京都大学職員組合連絡先
内線：16-7615 電話：761-8916
FAX：751-8365
email：office@g.kyodai-union.gr.jp

新型コロナウイルス患者受け入れにあたり、一刻も早く 医療従事者へ賃金の加算支給を！



職員組合は4月23日付けで、新型コロナウイルス(COVID-19)感染患者の受け入れにあたり医療従事者へ賃金の加算支給を求める要求書の提出を行いました【裏面参照】。

医療従事者のコロナ対応特別手当、医療資材の確保、独自の宿泊施設の確保等を要求しています。緊急の対応としてまず京都大学の内部的措置として加算支給を実施すると同時に、国、府、市など行政機関に対して加算支給のための予算措置を公的補償の一環として要請することを求めています。

また、今回の要求については、職員組合がこの間に取り組んできた一連の新型コロナウイルス感染症対応を含めて4月24日に記者会見も実施し、会見を受けて、NHKがニュースで取り上げてくれたり、朝日新聞・毎日新聞が記事にしてくれたりしました。

宮本病院長からも「感染治療にあたる医療従事者に対する手当について早くから大学本部に要望しており、近々認められる予定」とお聞きしております。

他の国立大学（東海国立大学機構（岐阜大病院・名大病院）、岡大病院）などでも防疫等作業手当として支給する様に動きが進んでいます。

職員組合は京大病院と歩幅を合わせ、最前線で働くみなさまのため、引き続き進捗を確認し、要求を続けていきます。

（要求書内容は裏面）

職員組合は、下記の要求書を総長・医学部附属病院院長宛に提出しました

2020年4月23日

京都大学 総長 山極 壽一 殿
医学部附属病院長 宮本 享 殿

京都大学職員組合
中央執行委員長 駒込 武

新型コロナウイルス(COVID-19)感染患者の受け入れにあたり 医療従事者へ賃金の加算支給を求めます

日頃は京都大学の教育・研究・医療の発展のためのご尽力、並びに今般の新型コロナウイルス感染拡大への対応にご奮闘されておられますことに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染拡大により、政府は4月16日に緊急事態宣言の対象を全国に拡大しました。京都府は、先行して対象地区となっていた7都府県と同様に「特定警戒都道府県」に指定されました。

今後、本学医学部附属病院(以下「附属病院」)においても、感染患者の受け入れが本格化していくと思われまます。あらためて申し上げるまでもなく、病院勤務者は高い感染リスクに晒され、過酷な勤務を余儀なくされています。聞くところによれば、附属病院でも新型コロナ対応のため、外来でのトリアージやコロナ病棟増設、エレベーターホールや検体採取場所のゾーニングと動線の確保など、中等症～重症患者は対象としたユニットはもとより、軽症者を対象とした一般病棟でも以前にもまして業務負担が増えているとのこととです。

せめて加算支給という形で、全学を挙げて附属病院を支える姿勢を示してください。附属病院に勤務する全ての職員について賃金の加算支給を行うこと、とりわけ最前線で感染者治療にあたる医療従事者(医師、看護師、コメディカル)に特段に手厚い加算支給を行うことを要求いたします。また、医療従事者は自らが感染する／感染させる危険性と背中合わせと考えられますので、感染防護のための医療資材の確保に万全を期すること、さらには家庭内での感染を防ぐための宿泊施設の提供、あるいは宿泊費の実費支給を要望します。

緊急の対応としてまず京都大学の内部的措置として加算支給を実施すると同時に、国、府、市など行政機関に対して加算支給のための予算措置を公的補償の一環として要請することを求めます。

記

1. 差し当たり、先3ヵ月の間について、最前線で感染者治療にあたる医療従事者、および医療従事者以外の病院勤務者にコロナ対応特別手当を支給すること。大阪府で市立病院における医療従事者に月額4,000円の手当を支給するという方針を表明している事実を鑑みて、医療従事者への手当は最低でも月額5,000円、医療従事者以外の病院勤務者への手当は最低でも月額1,000円とすること。
2. 3ヵ月経過以降も感染拡大が収束しない場合には前項に加えて、従事業務の危険度に応じて俸給の調整額の加算を行うこと。
3. 感染防護のための医療資材の確保に万全を期すること。
4. 医療従事者が家庭内感染を避けるためにホテル等宿泊施設に宿泊しながら勤務を行う場合に備えて独自の宿泊施設の確保に努め、対応が困難な場合には少なくとも宿泊費の実費を支払うこと。

以上